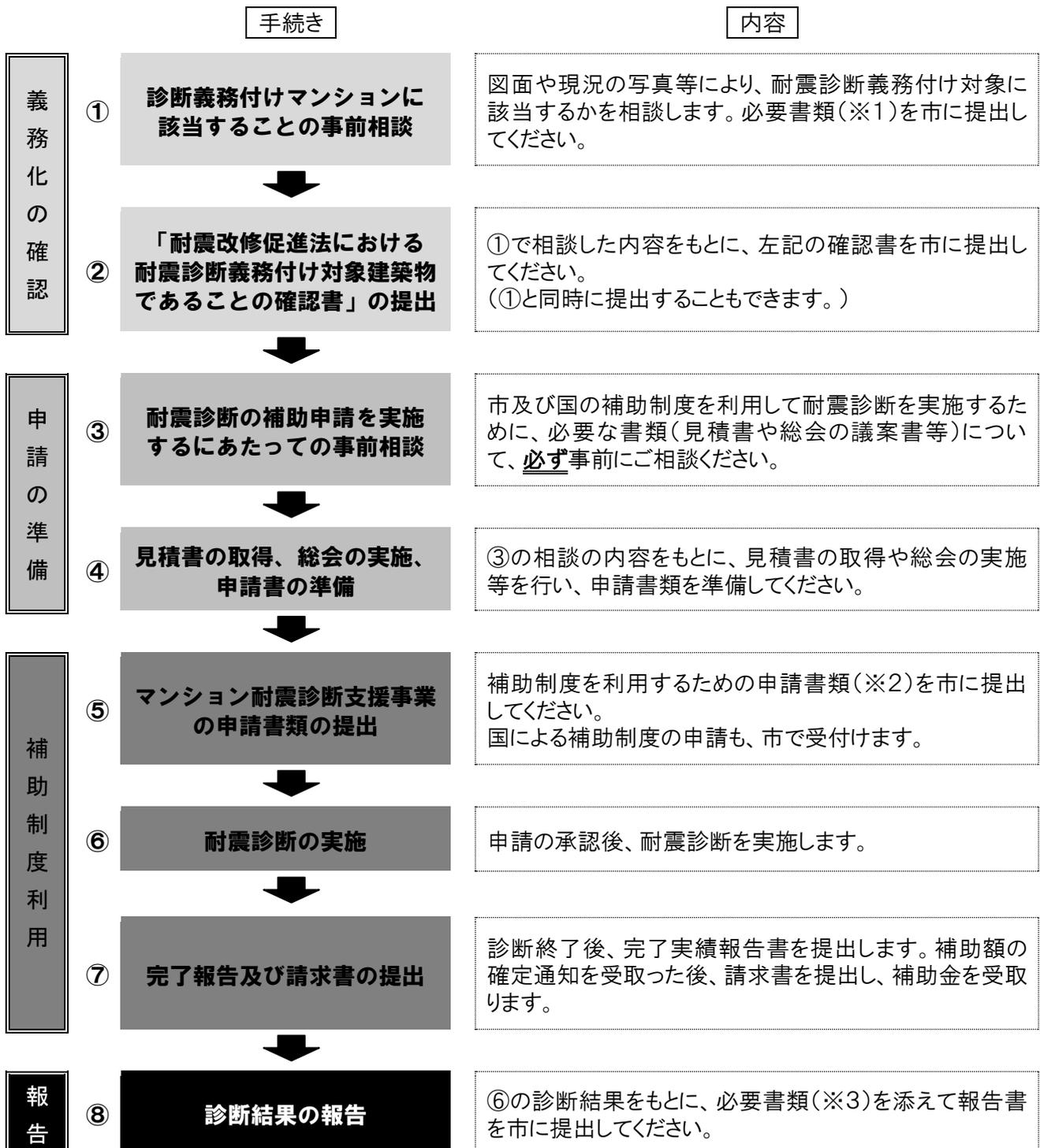


# 耐震診断が義務付けられたマンションの管理組合のみなさまへ

平成 25 年 11 月 25 日に「建築物の耐震改修の促進に関する法律」が改正され、地震災害時に通行を確保すべき道路のうち、特に重要な道路沿いにある一定の高さ以上の建築物に耐震診断が義務付けられました。この耐震診断が義務付けられたマンションの管理組合は、**平成 28 年 12 月 31 日までに、市へ耐震診断の結果を報告する必要があります。**市は、この報告内容に基づき、耐震性の有無等を公表します。なお、期限日までに報告がない場合、法に基づき、報告の提出命令と公表の措置を講じることがあります。また、その命令に従わない場合、区分所有者（共有で所有している場合は各所有者）1 人当たり 100 万円以下の罰金が科されることがあります。

法律に基づく手続きを行うために、診断義務付けマンションに該当することの確認から、耐震診断費用の補助制度への申請、診断結果の報告までの基本的な流れについてご案内します。



## （※１）診断義務付けマンションに該当することを相談

事前相談の際には、以下の書類を市に提出してください。

- ① 図面（案内図、配置図、平面図、立面図、構造図等）（A3又はA4）
- ② 道路と建築物の高さの関係がわかる図面
- ③ 求積の根拠となる資料
- ④ 現況写真（2面以上）
- ⑤ 敷地周辺写真（全面道路と建築物の関係がわかるもの）
- ⑥ 確認通知書・検査済証（又は建築確認台帳記載証明書）の写し

## （※２）耐震診断費用の補助制度を利用

● 診断義務付けマンションに該当することを確認後、診断前に以下の書類を提出してください。

- ① 補助金交付申請書
  - ・市ホームページからダウンロード、または市に問い合わせてください。
  - ・理事長印を押印してください。
- ② 本診断に関する見積書（写）又は入札資料一式（3者以上）
- ③ 案内図・位置図（A3又はA4）
- ④ 補助対象を表示した図面（A3又はA4）
- ⑤ 配置図、平面図、立面図、断面図、構造図及び建築設備図等の図面一式（A3又はA4）
- ⑥ 求積の根拠となる書類
- ⑦ 現況写真
- ⑧ 本診断の実施に関する総会の議案書（写）および議事録（写）
- ⑨ 管理組合の規約（写）
- ⑩ 居住状況一覧（各住戸の区分所有者の居住状況がわかるもの）
- ⑪ 当該建築物の所在地が確認できる書類
- ⑫ 確認通知書・検査済証（又は建築確認台帳記載証明書）の写し
- ⑬ 耐震改修促進法における耐震診断義務付け対象建築物であることの確認書（写）
- ⑭ 本診断を実施する建築士が耐震改修促進法施行規則第5条第1号又は第2号に該当することが分かる書類

● 複数年度に渡って耐震診断を実施する場合、①～⑭の書類に加え、次の書類を提出してください。

- ①' 事業計画書
  - ・市ホームページからダウンロード、または市に問い合わせてください。
  - ・理事長印を押印してください。

● 国の補助制度の申請は、別途申請書類一式が必要です。

## （※３）耐震診断結果を市に報告

耐震診断実施後、以下の書類を市に提出してください。

- ① 法定様式（災害時重要となる道路沿道の建築物用）
  - ・市ホームページからダウンロード、または市に問い合わせてください。
  - ・理事長印を押印してください。
- ② 耐震診断結果概要書
  - ・市ホームページからダウンロード、または市に問い合わせてください。
- ③ 付近見取図、配置図、立面図